

# あまね

Vol. 5

アムネスティ子どもニュース

## クラスにヤングケアラーはいませんか

遅刻した友だち、宿題をやってこなかった友だちは、ヤングケアラーかもしれません。それを助けることができるのは君です。

「ヤングケアラー」という言葉を聞いたことがありますか。ヤングは「若い」という意味ですね。ケアは「気づかう」「世話をする」という意味で、ケアラーはそういうことをする人を指します。

実は、子どもでも、親の看病をしたり兄弟の面倒を見たりしている子がいます。「それなら、私だってしたことあるよ」という読者もいるでしょう。でも、それが毎日続いたらどうでしょう？ その責任が全部自分にのしかかったとしたら？

親が忙しいときやかぜをひいているときに家のことを手伝う、というのではなく、本当だったら大人がやらなくてはいけない家のこと、家族のことを、毎日やってい

る子どもがヤングケアラーです。料理や洗たく、そうじをすべてやらなくてはいけなかったり、親に代わって幼い兄弟の世話をしたり、ずっと病気になっている家族の看病や身の回りの世話をしたり、トイレに連れて行ったりお風呂にいれたり、働けない親の代わりに働いたり——。想像しただけでもとても大変ですよ。ね。眠る時間をけずられたり、遊んだり宿題をする時間もぜんぜんありません。自分をケアする時間もなく、つかれて学校も休みがちに。親の看

病が理由でその子自身が病気になってしまうかもしれません。

### ケアで勉強する時間がなくなる

こうしたヤングケアラーが全国の小学校にどのくらいいるかは、



絵：多屋光孫



### 会社と話さう



### 一方的に計画が進む...



絵：坂本浩子

先住民族とは、その土地に古くから住んでいて独自の伝統や文化を築いてきた人たちの子孫です。ところがその昔、別の国や土地からやってきた人たちに無理やり土地をうばわれ、どれいのようにあつかわれたり、自分たち特有の言葉や文化を禁止されたり、ひどい場合には大勢の人が殺されたりしました。今も差別され苦しんでいる人たちが多くいます。

先住民族の人たちの暮らしは土地と強く結びついています。『個人のものとして土地を登録する』という考えがなかったため、その土地を使いたい国や企業に自分の土地から追い出されてしまうことがあります。近年、先住民族の土地の権利を守ろうという動きがやってきました。

アムネスティ・インターナショナルは、1961年生まれの国際的な団体です。世界200カ国で1,000万人以上の人々が活動しています。はだの色がちがうから、宗教がちがうから、よその国から来たから、女性だからと差別や暴力に苦しむ人、政府と違う意見を言っただけで捕まった人、紛争で自分の国に住めなくなった人などの命や自由を守るために、政府や社会を動かす活動をしています。ノーベル平和賞を受賞しています。



分かりません。中学生にかんしては、昨年、国の調査がはじめて行われ、17人に1人がヤングケアラーだという結果になりました。クラスに1人か2人、いることになります。ケアに使っている時間は平均で1日に4時間。7時間以上の子どもも1割いました。

神奈川県藤沢市では、2017年に市の公立小中学校、特別支援学校を対象に調査を行いました。約1,800人の先生が自分の生徒の様子について答えたアンケートです。

調査によれば、先生のおよそ2人に1人が、これまで関わった児童・生徒の中に「家族のケアをしていると感じる」子どもがいたと思う、と回答しています。

かなりの時間を家族のケアに取られた結果、どのような影響が出るでしょうか（グラフ）。学校の欠席や遅刻が増え、学力がふるわなくなります。「夜遅く家事をす

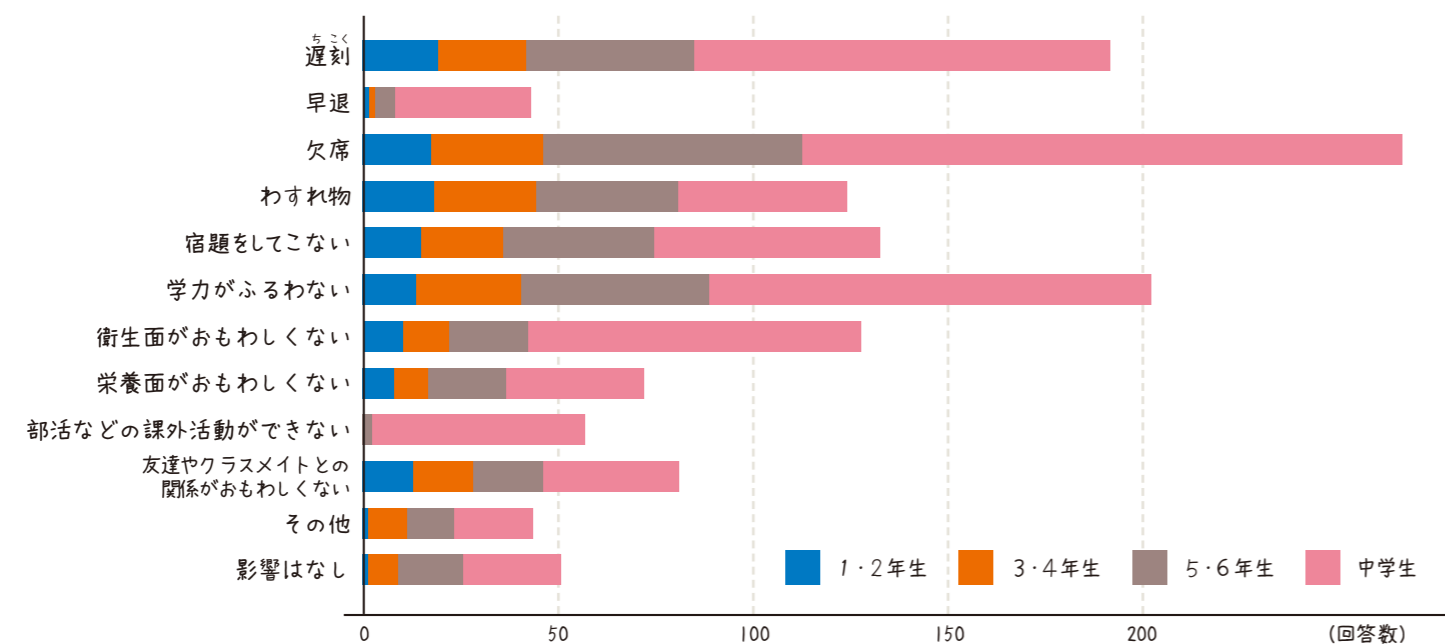
るので、宿題まで手が回らず、朝も起きられない」「欠席が続き、家でもほとんど勉強する時間が取れていなかった」と具体的に説明する先生もいました。

また、学力以外にも「ストレスを抱えたまま登校するので、表情が暗い日、落ち着かない日もあった」という気持ちの面での指摘もありました。

### 休息、遊び、学びは子どもの権利

家族を手助けするのは「ふつうのこと」だと思えるかもしれません。でも、学校に行けなくなったり、友だちと遊べなくなったり、心やからだが大変になったりするのは、「ふつうのこと」ではありません。学校に通う、遊ぶ、ちゃんと休む、健康に暮らすのは、子どもの権利なのです。

### 子どもの年齢層と学校生活への影響



出典:藤沢市 ケアを担う子ども(ヤングケアラー)についての調査 教師調査 報告書(2017年6月)より

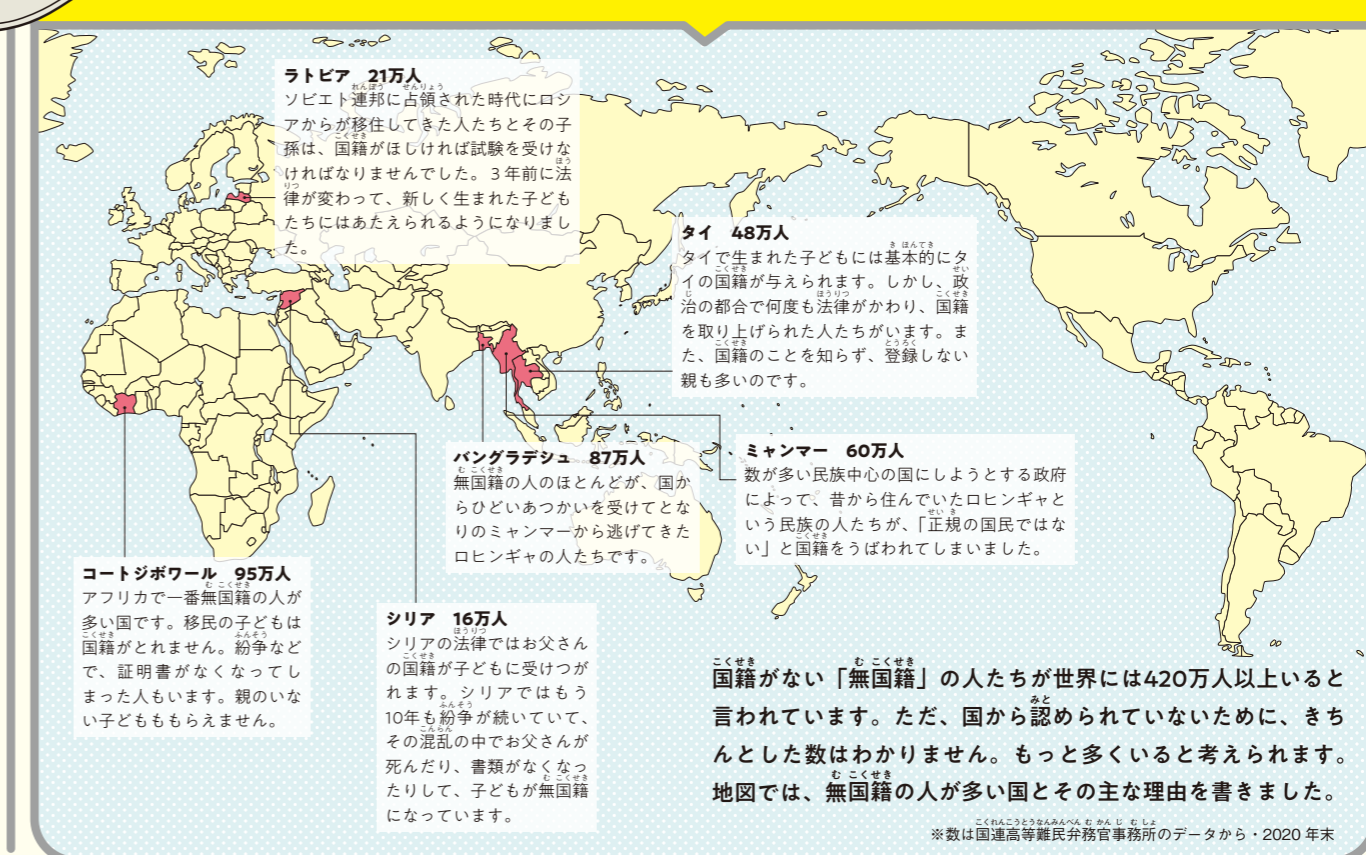
読者のみなさんの周りにも、ヤングケアラーがいるかもしれません。もし、宿題をやってこない、遅刻や欠席の多い友だちがいたら、それは本人に理由があるのでしょうか。もしやヤングケアラーではないかと、想像してほしいと思います。つきあいが悪いと仲間外れにしたり、暗いやつだな、といじめたりせずに、何か事情があるのかな、とまず考えてほしいのです。「よかったら話を聞くよ」と声をかけることもできますよね。

友だちでも、自分や家族のつらい状況は話しにくいもの。また、子ども一人ですることにも限りがあります。でも、もし友だちが事情を話してくれたら、周りの大人に話してみることはできます。そこから先は、大人の仕事。

ヤングケアラーの問題を解決するきっかけになるのは、実は読者のみななかかもしれません。



### 世界で420万人以上の人に国籍がありません



## 子どもにだって権利がある!

### 第5回 親は子どもに名前や国籍を与えなければならない

今回紹介するのは、子どもの権利条約の第7条です。「」内の文章は、元々の難しい条約(国と国との約束)の文章をわかりやすくした、日本ユニセフ協会による日本語訳から引用(そのまま使うこと)しています。

第7条は、「子どもは、生まれたらすぐに登録(出生届など)されなければなりません。子どもは、名前や国籍をもち、親を知り、親に育ててもらふ権利をもっています。」です。国籍とは、ある国の一員であるという資格のことです。国籍がないと身分証(本人が誰なのかを証明する書類)がないので、透明人間みたいになってしまい、いろいろ困ったことが起きます。入学や就職、結婚なども簡単にはできない場合があります。どこの国の選挙権もありません。パスポートを持ってないので、外国に自由に行けないこともあります。そうならないよう、親は子どもが生まれたことを国に届け出る必要があるのです。

国籍を持つための条件は国によって違い、日本では親が日本人である必要があります。そのため日本に住んでいる外国人カップルの子どもは、日本で生まれても日本国籍をとれません。また、片方の親が日本人でも、両親の仲が悪くなって日本人の親が自分の子どもだと認めなかったりしてもとれません。その場合、親の国の大使館(外国にある国の事務所)に届け出る必要があります。しかし、届け出ないために無国籍で育つ子どもが増えて

なぜ増えているのか、どんな問題があるのかを、次号で考えてみます。



絵:多屋光孫